

東京都板橋区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

平成17年1月28日区長決定
一部改正 令和3年7月21日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の母又は父の能力開発の取り組みを支援するために、教育訓練を受講する経費について自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(対象者)

第3条 この要綱に基づく訓練給付金を受けることができる者は、板橋区内に住所を有するひとり親家庭の母又は父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。)であって、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「受給資格者」という。)とする。
なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は、適用しない。)
- (2) 訓練給付金を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、次条各号に規定する対象講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。

(対象講座)

第4条 訓練給付金の支給の対象となる講座は、次に掲げる講座のうち第7条第2号の規定により区長の指定を受けた講座(以下「対象講座」という。)とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ区長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ区長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ区長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

(支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けるこ

とができない受給資格者（前条第1号及び第2号の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（前条第3号の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額（この場合80万円を超えるときは、80万円）とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(3) 受講開始日現在において第1号及び第2号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

（事前相談の実施）

第6条 受給要件の審査に際しては、当該ひとり親家庭の母又は父の住所地を所管する福祉事務所において、事前に受講を希望する当該ひとり親家庭の母又は父からの相談に応じるとともに受給要件について聴取等を行い、給付対象者であるかどうかを確認するものとする。

2 事前相談においては、当該ひとり親家庭の母又は父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の母又は父の職業経験、技能、資格取得等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分精査するものとする。

3 当該ひとり親家庭の母又は父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子及び父子福祉資金等の技能習得資金等を紹介するものとする。

（受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続）

第7条 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続については、次のとおり行う。

(1) 受給要件の審査、対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、区長より教育訓練講座の指定を受けなければならない。

(2) 指定申請時の審査

区長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定する。

(3) 教育訓練の講座の指定通知

区長は、この決定を行った場合には、その旨を当該ひとり親家庭の母又は父に別記第2号様式「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定（不指定）通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により通知する。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座の申請には、次の書類等を添付しなければならない。ただし、訓練給付金を受けようとする者の同意を得たうえで、公簿等で確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

ア 当該ひとり親家庭の母又は父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（ただし、児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書の写しを提出するとき（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）は、省略することができる。）

イ 当該ひとり親家庭の母又は父が児童扶養手当受給者の場合は、当該ひとり親家庭の母又は父に係る児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）、又は、当該ひとり親家庭の母又は父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。以下この号及び次条第1号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。）

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあたっては、その緊急性や必要性についても考慮して判定するものとする。

(7) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認するものとする。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分に聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に結びつくと思われる場合は、支給することができる。

ウ 教育訓練給付の受給資格の確認について

訓練給付金を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において、教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握し確認が必要な場合には、住所を所轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認するものとする。

(8) 対象講座

対象とする講座の指定については、訓練給付金を受けようとする者の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該ひとり親家庭の母又は父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行い、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて

訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、ひとり親家庭就労支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

(訓練給付金の支給申請)

第8条 訓練給付金の支給申請に関する手続については、次のとおり行う。

(1) 支給申請

訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は受講対象講座指定通知書により区長から指定を受けた教育訓練講座(以下「教育訓練講座」という。)を修了した後に、別記第4号様式「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるものについては、当該確認することができるものに係る資料を添えることを要しない。

ア 当該ひとり親家庭の母又は父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(ただし、児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書の写しを提出するとき(8月から10月までの間に申請する場合を除く。))は、省略することができる。)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。))又は申請者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別記第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 教育訓練講座を実施した施設(以下「教育訓練施設」という。)の長が発行した、その教育訓練施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費(教育訓練講座に係る入学金及び学科料又は受講料をいう。)について発行した領収書

カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

(2) 支給申請の期限

支給申請は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(3) 訓練給付金の支給申請に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、

前条の規定にかかわらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。

(訓練給付金の支給決定)

第9条 区長は、前条第1号の規定による申請があったときは、申請者が訓練給付金の支給要件に該当しているかを調査し、訓練給付金を支給することを適当と認めるときは別記第5号様式「自立支援教育訓練給付金支給決定書」により、訓練給付金を支給することが適当でないと認めるときは別記第6号様式「自立支援教育訓練給付金不支給決定書」により、申請者に通知するものとする。

(訓練給付金の額の通知)

第10条 区長は、申請者が提出した書類の内容の審査を行い、訓練給付金の額を確定し、訓練給付金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)に通知するものとする。この場合において、区長は、特に支障がないと認めるときは、当該額の通知を別記第5号様式「自立支援教育訓練給付金支給決定書」によって同時に行うことができる。

(訓練給付金の交付)

第11条 前条の規定により訓練給付金の額の通知を受けた者は、別記第7号様式「自立支援教育訓練給付金交付請求書」により、区長に訓練給付金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の請求があったときは、内容を審査のうえ、訓練給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 区長は、支給決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した訓練給付金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(周知・広報等)

第13条 本制度について周知、広報、情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と連携を図りながら、ひとり親家庭の母又は父の就業を支援する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、訓練給付金の支給に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年2月7日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年11月10日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先)

板橋区長

(申請者氏名)

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)	電話() -	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
申請者と生計を一にする 子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(備考)			

なお、申請にあたり、下記の事項に同意します。

- 1 本申請の審査に必要な範囲で、区の保有する個人情報(住民基本台帳、児童扶養手当・育成手当及びひとり親医療証台帳、生活保護台帳等)を閲覧すること。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合も含む)に基づく事務手続きを処理するために限って、地方税関係情報について取得すること。

(注意)

1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)

2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。

4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、板橋区福祉事務所にその旨を報告してください。

6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻()によらないで母又は父となり、現に婚姻()をしていない。(()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定(不指定)通知書

氏 名	フリガナ ----- (千 -)	生年月日	年 月 日生(歳)
住 所	(千 -)	電話() -	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 _____ 円
不指定の理由			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定・不指定したので通知します。

板橋区長

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う学科料及び受講料(希望により行なわれる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の6割相当額(限度、20万円)です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中で取りやめた場合は、その旨を申請した窓口まで必ず報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行なうことが必要です。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先)

板橋区長

(申請者氏名)

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		電話() -
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学料 円、受講料 円	合計額 円	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		

なお、申請にあたり、下記の事項に同意します。

- 1 本申請の審査に必要な範囲で、区の保有する個人情報(住民基本台帳、児童扶養手当・育成手当及びひとり親医療証台帳、生活保護台帳等)を閲覧すること。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合も含む)に基づく事務手続きを処理するために限って、地方税関係情報について取得すること。

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講終了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻()によらないで母又は父となり、現に婚姻()をしていない。(()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

自立支援教育訓練給付金支給決定書

年 月 日付で申請のあった自立支援教育訓練給付金支給について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決 定 内 容
指定通知の の講座修了に伴う給付金の支給
- 2 支 給 金 額
¥
(内訳)

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

自立支援教育訓練給付金不支給決定書

年 月 日付で申請のあった自立支援教育訓練給付金不支給について、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決 定 内 容

指定通知の の講座修了に伴う給付金の不支給

2 不 支 給 理 由

¥

(内訳)

自立支援教育訓練給付金交付請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

東京都板橋区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第11条に基づき、支給決定を受けた自立支援教育訓練給付金について、下記のとおり請求します。

金 _____ 円

上記に係る板橋区からの支払金について、下記の振込先の口座に振り込むことを依頼します。

振込先	金融機関情報				店舗情報			
	銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所			
	金融機関コード(4桁)				支店コード(3桁)			
	預金種別				口座番号			
	1.普通	2.当座	4.貯蓄	9.その他				
	名義人	カナ						
漢字								